

田原本町  
パートナーシップ  
・  
ファミリーシップ  
宣誓制度利用の手引き

田原本町

## ～目次～

|   |                                             |   |
|---|---------------------------------------------|---|
| 1 | 利用対象者 .....                                 | 1 |
| 2 | 対象者の要件（次のすべての要件に該当していることが必要です。） .....       | 1 |
| 3 | 宣誓の流れ .....                                 | 2 |
| 4 | 宣誓に必要な書類 .....                              | 2 |
| 5 | 「宣誓証明書」及び「宣誓証明カード」の再交付・申請事項の変更・返還について ..... | 5 |
| 6 | Q&A .....                                   | 6 |

### 田原本町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

田原本町は、「田原本町人権を尊重し多様性を認め合い共に支え合うまちを目指す条例」（令和6年12月19日施行）を制定し、その取組の一環として、田原本町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を令和7年6月2日から実施しています。

この制度は、一方又は双方が性的マイノリティであるカップルが、互いをその人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを約束した関係であることを宣誓した事実に対し、町長が認証する制度です。

法律上の婚姻とは異なり法律上の義務や権利などは生じませんが、制度の設置や運用により、少しでも日常生活の不便さを解消し、多様性を尊重できる社会づくりを目指して実施するものです。

#### パートナーシップとは

互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において対等な立場で継続的に責任をもって協力すると約束したお二人の関係をいいます。

#### ファミリーシップとは

パートナーシップにある者が、一方又は双方の実子又は養子、親等の近親者を家族であると約束した関係をいいます。

### お問い合わせ先・予約窓口 田原本町役場住民保健課

TEL 0744-34-2087

FAX 0744-32-2977

Email mado@town.tawaramoto.nara.jp

受付時間 8:30～17:15（土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

## 1 利用対象者

一方又は双方が性的マイノリティであるカップルが対象です。  
戸籍上同性のカップルに限りません。

## 2 対象者の要件

(次のすべての要件に該当している必要があります。)

パートナーシップの宣誓をするとき

1. パートナーシップにある双方が成年に達していること。
2. 住所について、次のいずれかに該当すること。
  - (ア) 双方が町内に住所を有していること。
  - (イ) 一方が町内に住所を有し、かつ、他の一方が2週間以内に町内への転入を予定していること。
  - (ウ) 双方が2週間以内に町内への転入を予定していること。
3. 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいないこと及び宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップ・ファミリーシップの関係にないこと。
4. 宣誓をしようとする者同士が近親者（民法第734条又は第735条の規定により婚姻をすることができない関係にある者をいう。）でないこと。（宣誓をしようとする者同士が、養子縁組をしている場合を除く。）

ファミリーシップの宣誓をするとき ※ファミリーシップだけの宣誓はできません。

1. パートナーシップにある者の一方又は双方の実子又は養子、親等の近親者であること。
2. 未成年のお子様（養子を含む）をファミリーシップ対象者として届出をする場合においては、パートナーシップにある者の一方又は双方と同居しており、生計が同一であること。
3. ファミリーシップの対象者が宣誓日において15歳以上である場合は、ファミリーシップ対象者の同意が得られていること。

### 3 宣誓の流れ

#### 【宣誓日の事前予約】

宣誓に当たっては、希望日時の1週間前までに田原本町役場住民保健課まで直接お越しいただくか、電話又はメールでご連絡していただき、宣誓の日時を予約してください。日程の調整と必要書類の確認を行います。

電話番号：0744-34-2087

メール：mado@town.tawaramoto.nara.jp



#### 【宣誓当日】

1. 事前予約をした日時に、必要書類をお持ちのうえ、田原本町役場住民保健課の窓口（役場1階2番窓口）へお二人でお越しください。ご希望に応じて、プライバシーに配慮した個室での対応も可能です。代筆（宣誓者以外の方）を希望される場合は、代筆者の方も一緒にお越しください。
2. 町の職員の立ち合いのもと、宣誓書等に必要事項を記入し、必要書類とともに提出してください。なお、書類に不備や不足がある場合などは、宣誓日を延期させていただくことがあります。
3. 本人確認及び宣誓内容や要件を確認し、要件を満たしている場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書」及び「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書カード」を約1週間後郵送いたします。ただし、一方又は双方が町内へ転入予定の場合は、転入後の郵送となります。  
※ 町営住宅の入居申込の手続き等ですぐに証明書等が必要な場合は、予約時にご相談ください。

### 4 宣誓に必要な書類

宣誓をするには、本人確認と要件確認のため、以下の書類が必要です。

#### （1）パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号）

あらかじめご記入したものをご提出いただいてもかまいませんが、宣誓者の氏名欄は、職員の面前で自署をお願いいたします。自署が難しい場合は、代筆が可能です。

- (2) パートナースhip・ファミリーシッp宣誓に関する同意書（様式第2号）  
ファミリーシッp対象者が宣誓日において15歳以上である場合は必要です。
- (3) 住民票の写し（転入予定の場合は、転出証明書、賃貸借契約書の写し、売買契約書の写しなど2週間以内に町内への転入を予定していること及び転入予定住所が確認できる書類）
- ・ 宣誓日以前3か月以内に発行されたもの
  - ・ 同一世帯の場合は、1通で可能
  - ・ 世帯主との続柄、本籍地の記載、住民票コード、マイナンバーは省略してください。
  - ・ 宣誓書において、職権での住民登録情報の取得に同意された場合は提出を省略できます。（田原本町に住民登録がある場合に限る。）
- (4) 現に婚姻をしていないことが確認できる書類（戸籍謄抄本、独身証明書等）
- ・ 宣誓日以前3か月以内に交付されたもの
  - ・ 外国籍の方は、婚姻要件具備証明書又は独身証明書とその日本語訳
  - ・ 海外で同じパートナーと結婚をされている方は、結婚証明書とその日本語訳
- (5) ファミリーシッpの宣誓を行う場合は、ファミリーシッpの対象者であることを証明する書類（戸籍謄抄本等）※外国籍の方はご相談ください。
- ・ 宣誓日以前3か月以内に交付されたもの（(4)の証明する書類により確認できる場合は省略することができます。）
- (6) 本人確認書類  
顔写真付きの書類の場合は1点、顔写真なしの場合は2点提示してください。

| 顔写真付き（例）                                                                                                                                           | 顔写真なし（例）                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人番号カード</li> <li>・ 旅券</li> <li>・ 運転免許証</li> <li>・ その他官公署が発行した免許証、許可書又は登録証明書であって、本人の顔写真が貼付されたもの</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険証（健康保険証、資格確認書等）</li> <li>・ 年金手帳、各種年金証書等</li> <li>・ 福祉医療受給者証</li> <li>・ 児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書</li> <li>・ 官公署が発行する資格証や免状</li> <li>・ 住民名義の預金通帳</li> <li>・ 民間会社の社員証</li> </ul> |

- (7) 通称名の記載を希望する場合  
日常生活において当該通称名の使用が確認できる書類（通称名が記載された勤務先・学校等が発行した身分証明書、通帳、診察券、公共料金請求書、郵便物等2点以上）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書（1組に1枚交付します）

（表）

（裏）

様式第3号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

田原本町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

受領証明書

パートナーシップ宣誓者

\_\_\_\_ 様 \_\_\_\_\_ 様  
( 年 月 日生 ) ( 年 月 日生 )

戸籍上の氏名 \_\_\_\_\_ 様  
\_\_\_\_\_ 様

ファミリーシップ対象者

\_\_\_\_ 様 \_\_\_\_\_ 様  
( 年 月 日生 ) ( 年 月 日生 )

宣誓日 年 月 日

田原本町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱第7条の規定に基づき、  
田原本町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をされたことを証します。

田原本町長 印

＜この受理証明書を提示された方へ＞

田原本町では、様々な理由により婚姻制度を活用することができない方々の不安や困難の解消を図るとともに、一人ひとりの個性や価値観、多様な生き方が尊重される社会を実現するため、「田原本町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を実施しています。

この受理証明書は、宣誓者及びその家族がパートナーシップ・ファミリーシップの関係にあることを宣誓し、田原本町がその宣誓書を受理したことを証するものです。

宣誓者及びその家族が、その関係性を説明し、理解を得ていくためのものとして、提示することがあります。この受理証明書の提示を受けた方は、本制度の趣旨を十分御理解いただきますようお願いいたします。

なお、宣誓者及びその家族の個人情報（性的指向、性自認、本制度を利用していること等）については、本人の同意なく口外しないでください。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明カード（宣誓した方それぞれに1枚交付します）



田原本町パートナーシップ・ファミリーシップ  
宣誓書受領証明カード

\_\_\_\_ 様 \_\_\_\_\_ 様  
( 年 月 日生 ) ( 年 月 日生 )

田原本町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱に基づき、お二人が宣誓をされたことを証します。

宣誓日 年 月 日

田原本町町長 印

カードを提示された方へ

このカードは互いを人生のパートナーや家族として暮らしていくことを田原本町に届出されたことを証するものです。  
このカードの提示を受けた方は、本制度の趣旨を十分御理解いただきますようお願いいたします。

ファミリーシップ対象者

\_\_\_\_ ( 年 月 日生 )

\_\_\_\_ ( 年 月 日生 )

(通称名を使用している場合の戸籍上の宣誓者の氏名)

\_\_\_\_\_

## 5 証明書等の再交付・記載事項の変更・返還について

「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書」及び「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明カード」の再交付等を申請する場合には、事前に予約の上、申請に必要な書類をお持ちください。

事前予約電話番号：0744-34-2087

### (1) 宣誓証明書等の再交付

宣誓証明書等を亡失や破損等により再交付を希望する場合は、再交付申請を受け付け新たな宣誓証明書等を交付します。

### (2) 記載事項の変更について

氏名、住所等に変更があった場合、宣誓証明書等の記載事項を変更します。

### (3) 宣誓証明書等の返還について

パートナーシップ・ファミリーシップ関係の解消や、パートナーの一方又は双方が町外へ転出するなど、制度の対象要件を満たさなくなった場合は、宣誓証明書等を返還していただきます。

### 【申請に必要な書類】

- |             |                                                                  |
|-------------|------------------------------------------------------------------|
| (1) 再交付     | ・ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等再交付申請書（様式第5号）                        |
| (2) 記載事項の変更 | ・ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届（様式第6号）<br>・ 変更があったことを証明できる書類（戸籍謄抄本等） |
| (3) 返還      | ・ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等返還届（様式第7号）                           |



- 本人確認書類（3ページ参照）
- 交付済みのパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等（紛失の場合除く。）

## 6 Q&A

Q パートナーシップ・ファミリーシップ制度の目的はなんですか？

A すべての町民が人権及び多様性を尊重し、個性を活かして自分らしく生き、幸せの実現を目指して暮らすことができるよう制度を定めました。性的マイノリティであるカップルが、互いを人生のパートナーとして安心して生活でき、生きづらさや不安を少しでも軽減し、性的マイノリティである方々への社会的理解や多様性の尊重を推進するために導入するものです。

Q パートナーシップ・ファミリーシップ制度と婚姻はどう違うのですか？

A 婚姻は法律に基づく制度であり、財産上の権利や扶養義務など、法律上の権利・義務が発生します。

一方、田原本町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、「田原本町人権を尊重し多様性を認め合い共に支え合うまちを目指す条例」の取組の一環として実施するため、法的な効力はありません。戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

しかし、お二人のパートナー関係や家族としての関係を尊重し、婚姻関係に準じる共同生活を送りながら、そのことを対外的に証明する手段が乏しく、生きづらさや不安を抱えている性的マイノリティの方々への社会的理解が進むことを目指して導入しました。

Q 制度を利用するのに費用はかかりますか

A 宣誓証明書等の交付手数料はかかりませんが、宣誓に必要な書類の交付手数料などは自己負担となります。

Q 田原本町民でないと制度を利用できませんか。

A 一方が町内に住所を有し、かつ他の一方が2週間以内に町内への転入を予定しているか、双方が2週間以内に町内への転入を予定している場合は、宣誓できます。転入予定の場合は、その事実を確認する書類（転出証明書、物件売買契約書や賃貸契約書の写し等）をご提出ください。宣誓証明書等の交付は、田原本町に転入後の郵送となります。

Q 代理人や郵送での宣誓を行うことはできますか。

A 宣誓者の本人確認とお二人の意思確認をする必要があるため、代理人や郵送ではなく、お二人そろって窓口へお越しください。ただし、宣誓証明書等の再交付、記載事項の変更や返還はお一人でも結構です。

Q 宣誓をするときのプライバシーは守られますか？

A 宣誓は事前予約制とし、ご希望であればプライバシーに配慮し個室で行います。担当の町職員のみが立ち合います。また、提出された書類や記載されている個人情報等については、本人の同意なく外部に提供することはありません。

Q 通称名を使用できますか？

A 日常的に通称を使用していることが確認できる場合には、宣誓証明書等に通称名を使用することが可能です。その場合には、宣誓証明書等の裏面に戸籍上の名前を記載します。通称名を日常的に使用していることがわかる書類（勤務先・学校等が発行した身分証明書、通帳、診察券、公共料金請求書、郵便物等2点以上）をご提出ください。

Q パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等を提示で、どのようなサービスが受けられますか？

A 田原本町が行うパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、町の要綱に基づいて実施されるものであり法的効力はありませんが、町役場の各窓口において受領証明書等を提示することにより、町営住宅の入居申込みなど利用できるようなサービスがあります。

民間サービスでは、携帯電話の家族割や生命保険の受取人としての適用等を行っているところもあります。詳しくは、それぞれ該当する企業にお尋ねください。

## 田原本町パートナーシップ・ファミリーシップ制度利用の手引き

令和7年6月発行

お問い合わせ 田原本町住民保健課

〒636-0202 奈良県磯城郡田原本町890番地の1

TEL 0744-34-2087

FAX 0744-32-2977

Email mado@town.tawaramoto.nara.jp

受付時間 8:30~17:15（土日・祝日を除く）